

資料 6

検査員が作成する報告書の書き方

報告書の書き方



日本オーガニック検査員協会

報告書とは？

- 検査員は、検査・監査を通し「基準への適合性」に関して確認した事項をまとめたもの
- 報告書には、不適合事項だけでなく、基準で要求されている各項目が「適合」であるという評価も含めなくてはならない。

報告書に記載すべき内容

- 検査日時、面談・立会人名、検査員名
- 実地確認場所
- 認証要求事項に対する適合性評価
- 検出された不適合事項の説明
- 改善要請事項、推奨事項
- その他(是正処置が行われ、検査員がその評価をする場合など)

認証要求事項に対する適合性評価

- 客観的証拠をもとに、項目ごとに評価を行う

客観的証拠とは？

記録、組織の管理体制、施設等の管理状態、設備、人員、証明書、聞き取りに対する回答、観察された事実など

不適合事項の報告

- 不適合な状態になっている事象に該当する基準・規格の確認
- 不適合な状態の説明(客観的根拠をもとに解説)
- 是正処置の確認と評価(検査員が確認する場合)

改善要請事項、推奨事項

- 現状、不適合な状態にはいたっていないが、今後、不適合になる可能性があり、改善が必要な事項
 - より適切な管理のために、取り組みを奨める事項
- ※ 該当する基準・規格の確認

是正処置が行われ、検査員が その評価をする場合

- 取られた是正処置の適切さの評価
- 不十分と判断した場合、懸念事項を簡潔に報告

是正処置とは

- 再発防止のため、原因を確認し、除去した上で、今後発生しないようするための処置
 - その場での対処(修正)ではなく、今後、常に適合な状態になることが確認できて“是正できた”と評価する。